

福島市上下水道局物品調達電子入札実施要領

令和8年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、福島市上下水道局(以下「局」という。)が福島市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を利用して行う物品の購入、賃貸借、修繕及び印刷(以下「物品調達」という。)の入札及び随意契約に関し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)、福島市上下水道局会計規程(令和8年水管規程第11号。以下「規程」という。)、福島市上下水道局制限付一般競争入札(建設工事・業務委託)実施要綱(以下「一般競争入札要綱」という。)、及び競争入札心得、その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子入札システム 局が使用する電子計算機(入出力装置を含む。)と入札及び随意契約(以下「入札等」という。)に参加しようとする者の使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して、入札等に関する事務の処理を行うシステムをいう。

(2) 入札情報公開システム 電子入札システムのうち、仕様書等の閲覧及びダウンロードを行うための情報システムをいう。

(3) 電子入札 電子入札システムを利用して行う入札等をいう。

(4) 紙入札 電子入札によらずに入札用紙又は見積用紙をもって行う入札等をいう。

(5) 電子入札対象入札 電子入札の対象となる入札等をいう。

(6) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカードをいう。

(7) 電子メール 局が使用する電子計算機(入出力装置を含む。)と入札等に参加しようとする者の使用する電子計算機との間で、電気通信回線を利用して送受信される文書等の電磁的記録をいう。

(8) 電子くじ 電子入札に参加する者が入力する任意の数字と電子入札システムが自動的に発行する乱数により、電子入札システムが「くじ番号」を自動計算し、落札者、決定者又は落札予定者(以下「落札者等」という。)の順位を決定する仕組みをいう。

(電子入札対象入札)

第3条 電子入札対象入札は、物品調達の指名競争入札及び随意契約の方法により契約を締結しようとする入札等の案件のうちから局があらかじめ指定するものとする。

(電子入札システムへの利用者登録)

第4条 電子入札対象入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、福島市競争入札参加資格審査事務処理要綱第12条に定める有資格業者名簿に登録された者(以下「有資格業者」という。)でなければならない。

2 入札参加者は、電子入札に使用できるICカードを取得し、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。ICカードの更新、追加等を行った場合も同様とする。

3 入札参加者が電子入札において使用することができるICカードは、入札参加者の代表者、又は当該代表者から、福島市入札参加資格審査申請時に入札等に関する一切の権限について委任を受けた者のICカードとする。

(電子入札システムの利用時間)

第5条 電子入札システムの利用時間は、原則として午前8時30分から午後8時までとする。ただし、次の各号に掲げる日を除く。

(1)日曜日及び土曜日

(2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3)福島市の休日を定める条例に基づく休日

(4)12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(電子入札対象入札のシステム利用の原則)

第6条 電子入札対象入札は、電子入札システムを使用して入札等の手続を行うものとし、原則として書面による入札書、見積書及び辞退届の提出(以下「紙入札等」という。)は認めないものとする。

2 電子入札対象入札の実施においては、入札参加者に対する入札等の手続に関連する通知は、原則として電子入札システムを利用して行う。

(紙入札等を承認する場合)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、電子入札対象入札への紙入札等を行うことができるものとする。

(1)入札参加者の責めによらない次の事由に起因する電子入札システムの障害により、電子入札システムを利用した手続を行うことができない場合

ア 自然災害

イ 広域又は地域的停電

ウ プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害等

(2)ICカードの事故(紛失、破損等入札参加者の責めに帰すべき事由を除く。)でICカードが使用できなくなった場合で、ICカードの再発行の手続を予定し、又は手続中の場合

(3)ICカードの名義人が退職、異動等により、当該ICカードを使用することが不能となった場合で、ICカードの再発行の手続を予定し、又は手続中の場合

(4)前各号に掲げるもののほか、入札参加者の責めによらない場合で、紙入札等を行うことがやむを得ないと管理者が認める場合

2 管理者は、前項の規定により紙入札等を認めたときは、承認を得た者の当該入札等について電子入札システムの利用を認めないものとする。ただし、すでに電子入札システムを利用して提出した文書等については有効なものとして取り扱うものとする。

3 管理者は、第1項の規定により紙入札等を認めたときは、開札時に紙入札参加者として電子

入札システムに記録するものとする。

(電子入札の公告事項)

第8条 規程第163条第2項第9号に規定するその他必要な事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 電子入札の条件に反した入札書又は見積書を無効とすること。

(2) その他必要な事項

(指名競争入札及び随意契約の通知)

第9条 管理者は、電子入札により指名競争入札又は随意契約に係る見積合せを執行しようとするときは、電子入札システムにより指名通知又は見積依頼通知(以下「指名通知等」という。)を行うものとする。

(予定価格等の登録)

第10条 管理者は、電子入札により入札等を執行しようとするときは、開札前に規程第169条第1項に規定する予定価格を電子入札システムに記録するものとする。

(仕様書等に関する質問及び回答)

第11条 電子入札対象入札の仕様書等に対する入札参加希望者からの質問及び当該質問に対する回答については、次の各号によるものとする。

(1) 質問は、指名通知等で示す日時までに、電子入札システムにより行うものとする。なお、紙入札での入札参加をする場合は、一般競争入札要綱第9条に規定する質問書を、指名通知等に示す方法により上下水道局上下水道総務課に持参の上、提出するものとする。

(2) 質問に対する回答は、指名通知等で示す日時までに、入札情報公開システム等により行うものとする。

(入札等の手続き)

第12条 入札参加者は、電子入札システムにより、指名通知等で示す入札期間又は見積期間内に入札書、見積書又は辞退届を提出するものとする。

2 入札書、見積書又は辞退届は、当該情報が電子入札システムに記録された時点で提出されたものとする。

3 前項の記録時間は、指名通知等で示す日時までとする。

4 入札書又は見積書(以下「入札書等」という。)には、入札金額又は見積金額、くじ入力番号等必要な事項を全て入力するものとする。

5 管理者は、入札期間又は見積期間の終了時刻と同時に電子入札を締め切る。

6 提出された入札書等又は辞退届の変更又は取消しは認めない。

7 入札参加者は、入札書等を提出した以降は、辞退届を提出することができない。ただし、入札参加者からの申し出により管理者がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

(積算内訳書の提出)

第13条 入札参加者は、積算内訳書の提出が必要な入札の場合においては、前条に規定する入札書の記録を行う際に、電子入札システムに積算内訳書等を記録するものとする。この場合

において当該内訳書等の電子ファイルにコンピュータウイルスが存在しないことを確認した上で記録しなければならない。

(紙入札等の手続)

第 14 条 第7条の規定によりやむを得ず紙入札等を希望する入札参加者は、指名通知等で定める開札日(以下「開札日」という。)の前日の午前8時30分から正午及び午後1時から午後3時までの間に紙入札等承認願(第1号様式)を持参し、上下水道局上下水道総務課に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に定める紙入札等承認願の提出があった場合、紙入札の理由が第7条に定める事由に該当するかどうかを確認し、紙入札等承認願が提出された当日のうちに当該入札参加者に対し、紙入札等承認(不承認)通知書(第2号様式)により承認の可否をファクシミリ又は電話等により回答するものとする。

3 前項の承認を受けた入札参加者は、紙入札用入札書(第3号様式)又は紙入札用見積書(第5号様式)(以下「紙入札用入札書等」という。)に必要事項を記入し、記名押印した上で、開札日の午前8時 30 分から午前9時までの間に上下水道局上下水道総務課に持参の上、提出しなければならない。また、積算内訳書等の提出が必要な入札の場合においては、入札書と併せて持参の上、提出するものとする。

なお、当該入札書等の記載金額及びくじ入力番号については、局職員が電子入札システムに入力するものとする。

4 前項に規定する紙入札用入札書等にくじ入力番号の記載がない場合又は数字以外の文字若しくは記号が記載されている場合のくじ入力番号は、999 とする。

5 紙入札用入札書等が第3項に定める時刻を過ぎて提出された場合には、当該入札書等は受理しない。

6 第3項に定める時刻までに紙入札用入札書等が提出されない場合は、入札等の辞退とみなす。

7 第3項の紙入札用入札書等の提出後は、当該入札書等の変更又は取消しは認めない。

8 第7条の規定によりやむを得ず紙による辞退届の提出を希望する入札参加者は、指名通知等で示す開札日前日までに、辞退届(第4号様式)を上下水道局上下水道総務課に提出するものとする。

(再度の入札)

第 15 条 電子入札に付した場合において、初度の入札で落札者又は落札予定者が決定しなかった場合における再度の入札は、その入札期限及び開札日等について、初度の入札後、速やかに入札参加者に対し電子入札システムにより通知するものとする。この場合において、第7条の規定に基づく承認を受けた入札参加者に対しては、ファクシミリ又は電話等により通知するものとする。

2 第7条の規定に基づく承認を受けた該当者は、紙入札用入札書(第3号様式)に必要事項を記入し、記名押印した上で、通知で指定する日時までに上下水道局上下水道総務課に持参の

上、提出するものとする。

3 再度の入札は、原則1回に限りこれを行う。

(随意契約)

第16条 前条の規定による再度の入札の結果、落札者又は落札予定者が決定しなかった場合は、随意契約により契約を締結することができる。

2 前項の見積合せに係る見積書の提出期限及び開札日等については、再度の入札後、速やかに前項に規定する該当者に対し電子入札システムにより通知するものとする。この場合において、第7条の規定に基づく承認を受けた該当者に対しては、ファクシミリ又は電話等により通知するものとする。

3 第7条の規定に基づく承認を受けた該当者は、紙入札用見積書(第5号様式)に必要事項を記入し、記名押印した上で、通知で指定する日時までに上下水道局上下水道総務課に持参の上、提出するものとする。

(開札及び同価格入札等の取扱い)

第17条 局は、指名通知等で示す開札日時及び開札場所において、電子入札システムを使用して開札するものとする。

2 電子入札の開札に当たっては、入札参加者及び当該入札等に直接従事しない職員の立ち会いを不要とすることができるものとする。

3 落札者等となるべき者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者等を決定するものとする。

4 前項の規定において、落札予定者の次に低い価格で入札した者を審査する必要がある場合で、当該入札者が2者以上あるときは、あらかじめ電子くじにより落札予定者を決定する。以降についても同価格入札者の順位を決定する場合は同様とする。

5 局は、落札者等を決定したときは、速やかに、入札参加者に対して電子入札システムを使用して通知するとともに、福島市上下水道局競争入札結果の公表実施要領(平成24年4月1日制定)に基づき、入札情報公開システムにおいて公表するものとする。

(電子入札の無効)

第18条 競争入札心得第8条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札等は無効とする。

(1) ICカードを不正に使用して行われた入札等

(2) 第7条第1項各号の規定に基づく承認を得ていない紙の入札等

(3) 同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行ったときの紙入札等

(ICカードの不正使用)

第19条 入札参加者がICカードを不正に使用して入札等に参加した事実が落札後に判明した場合は、管理者は契約締結前であっても当該契約を締結しないこととし、契約締結後であっても当該契約を解除することができる。この場合において管理者は、ICカードを不正に使用して入札等を行った者に対して、福島市上下水道局競争入札参加停止等取扱要綱に基づく指名

停止を行うことができる。

(電子入札の延期又は中止)

第 20 条 管理者は、次の各号に定める電子入札システムの障害等により入札等の執行ができない場合は、原因を調査、確認し、復旧までに相当の時間を要すると判断されるときは、入札等の執行を延期又は中止することができる。

(1) 自然災害

(2) 広域又は地域的停電

(3) プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害等

(4) 前号各号に掲げるもののほか入札等の執行の延期又は中止が妥当であると認められる障害(入札参加者の使用するICカードの紛失若しくは破損又はコンピュータの故障若しくは不具合等入札参加者の責めに帰すべき事由による障害を除く。)

2 前項の規定により入札等の執行を延期又は中止したときは、延期の場合については局のホームページに掲載して周知し、中止の場合についてはホームページに掲載して周知するものとする。この場合において、必要があると認める場合には、ファクシミリ又は電話等の連絡可能な手段を使用して、入札等の執行の延期又は中止について当該入札等の参加要件に該当する業者に通知するものとする。

(免責事項)

第 21 条 電子入札の実施において、次の各号に掲げる場合は、管理者は、責任を負わないものとする。

(1) 入札参加者が使用する電子計算機、通信機器、回線等の障害により、入札書等の提出が遅延し、若しくは不能となる場合、又は電子入札システムからの情報が表示遅延し、若しくは表示不能となる等の場合において入札参加者に障害が生じた場合

(2) 電子計算機、電子証明書及び電子署名に係る偽造、変造、盗用、不正使用又はその他の方法により、他者が入札参加者に成りすまして入札等を行い、当該入札参加者本人に損害が生じた場合

(3) 天災、事変その他電子入札システム管理者(局が委託する電子入札システムサービス提供プロバイダをいう。)の責めに帰すことのできない事由により、電子入札システムの利用が遅延し、又は不能となって損害が生じた場合

(補則)

第 22 条 この要領に定めるもののほか、電子入札の実施に関して必要な事項は別に定める。

(経過措置)

第 23 条 当面の間、公告等を行った案件において、入札参加者が次の各号に該当するときは、第 7 条第 1 項第 4 号に該当するものとして、紙入札による入札参加を認めるものとする。

(1) 第 4 条に規定する、電子入札システムへの利用者登録を終えていない者。

2 前項の規定の適用を認めた場合、第 14 条に規定する紙入札等承認願及び紙入札等承認(不承認)通知書による手続きを要しない。

3 第1項の規定の適用を認めた場合の手続きは、別に定める。

附則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。